

国民生活基礎調査規則の一部を改正する省令  
制定：令和 2年 4月17日厚生労働省令第85号

**国民生活基礎調査規則の一部を改正する省令**  
令和 2年 4月17日厚生労働省令第85号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第五十六条の二の規定に基づき、国民生活基礎調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十七日 厚生労働大臣 加藤 勝信

**国民生活基礎調査規則の一部を改正する省令**

国民生活基礎調査規則（昭和六十一年厚生省令第三十九号）の一部を次のように改正する

。

附則に次の一項を加える。

**（令和二年における調査の中止）**

- 5 第四条の規定にかかわらず、令和二年における国民生活基礎調査は、行わない。

**附 則**

この省令は、公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*